東京大学大学院理学系研究科附属クォーク・核物理研究機構規則

令和６年５月１５日　制定
令和７年４月１６日　改正

（設置）

第１条　東京大学大学院理学系研究科（以下「研究科」という。）にクォーク・核物理研究機構（以下「機構」という。）を置く。

（目的）

第２条　機構は、原子核、核子などの量子多体系を物理学の観点から解明し、理学の研究フロンティアを拡大するとともに応用分野を開拓するための教育研究を推進することを目的とする。

（組織）

第３条　機構に次の部門を置く。

(1) 核子多体系研究部門
(2) クォーク多体系研究部門
(3) 高エネルギーQCD 研究部門
(4) 国際量子物理ネットワーク推進部門

（機構長）

第４条　機構に機構長を置く。

１　機構長は、研究科専任教授会において、本学専任の教授のうちから選出する。
２　機構長は、機構を代表し、その管理及び運営を総括する。
３　機構長の任期は、２年とし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第５条　機構に運営委員会を置く。

１　運営委員会は、機構の管理及び運営に関する重要事項を審議する。
２　運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
３　委員長は、機構長をもって充てる。
４　委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が委嘱する。

(1) 研究科専任の教授又は准教授　若干名
(2) 機構専任又は兼任の教授、准教授又は講師
(3) 学内外の学識経験者　若干名
(4) その他機構長が必要と認めた者

５　前項第１号、第３号及び第４号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附　則

１　この規則は、令和６年７月１日から施行する。
２　この規則の施行後最初に任命される機構長の任期は、第４条第４項の規定にかかわらず、令和８年３月３１日までとする。

３　この規則の施行後最初に委嘱される第５条第５項第１号、第３号及び第４号の委員の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、令和８年３月３１日までとする。

附　則

この規則は、令和７年４月１６日から施行する。